

令和 8 年度 第 1 回
さつま町介護保険運営協議会
さつま町地域包括支援センター運営協議会

令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 3 時 00 分～
さつま町役場 別館 3 階 大会議室

※委嘱状交付

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 運営協議会について
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 協議事項
 - (1) 令和 8 年度介護保険関係予算等について (P1～P7)
 - (2) 令和 8 年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について (P8～P11)
 - (3) さつま町内におけるサービス事業所の指定等について (P12～P16)
 - (4) さつま町の要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移等について
(P17～P19)
- 6 その他
- 7 閉 会

令和8年度 介護保険運営協議会委員・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期:2年(令和10年3月31日まで)

番号	区 分	所属事業所名(又は住所)	氏 名
1	介護保険被保険者	第1号被保険者代表	橋ノ口 賢 二
2	介護保険被保険者	第2号被保険者代表	上 原 美由紀
3	介護(介護予防)サービス事業者	特別養護老人ホーム アルテンハイム鶴宮園	久保田 春 彦
4	介護(介護予防)サービス事業者	いずみ川薩支部グループホーム連絡協議会	北 紹 子
5	介護(介護予防)サービス事業者	介護相談所クオラさつま	東 郷 直 樹
6	保健・医療・福祉関係者	薩摩郡医師会	立 志 公史郎
7	保健・医療・福祉関係者	薩摩郡歯科医師会	甫 立 宗 一
8	社会福祉協議会	さつま町社会福祉協議会	大 園 良 正
9	民生委員	さつま町民生委員児童委員協議会	平 賢 慈
10	区公民館長連絡協議会	さつま町区公民館長連絡協議会	山 内 康 信

(順不同・敬称略)

事務局	さつま町	町長	上 野 俊 市
	ほけん福祉課	ほけん福祉課長	川 崎 里 志
		ほけん総括監	内 村 千 鶴
		課長補佐兼高齢者支援係長	橋 口 由 華
		課長補佐兼介護保険係長	鶴 森 久 美
		介護保険係主査	城 戸 まなみ
		介護保険係主任	長 福 浩 次
		高齢者支援係主事	山 下 綾 乃
	社会福祉協議会	事務局長	山 下 光 男
		さつま町地域包括支援センター長	柳 田 道 輝

5 協議事項（１） 令和８年度介護保険関係予算等について

令和８年度

当初予算説明資料

第１ 一般会計

第２ 介護保険事業特別会計（介護保険係分）

第３ 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）

第１ 一般会計

１． 介護保険対策費

(1) 社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減措置事業補助 130 千円

市町村民税非課税世帯で特に生計が困難である方の、利用者負担の軽減の申出をした社会福祉法人等が行う訪問介護等の対象サービスを利用した場合に、市町村が利用者負担の軽減に係る補助を行う。

(2) ケアプランデータ連携システム導入推進事業補助 462 千円

ケアプランや実績など、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間において紙ベースで行っている作業を電子データ化し、介護現場の生産性向上・負担軽減を図る。1 年間のシステム使用料 21,000 円に対する補助を最長 3 年間事業所に対し行う。

(3) 福祉人材資格取得等支援事業補助 300 千円

福祉・介護人材の確保・定着のため、資格取得や法定研修に要する費用を助成する。
補助対象は、従業者の資格取得等に対し助成している介護事業所とし、補助金額は対象者 1 人あたりの対象経費に 1/2 を乗じて得た額（上限 2 万円）の合計とし、1 事業所あたり 10 万円を上限とする。

(4) 介護保険事業特別会計繰出金 489,679 千円

介護給付費等繰入金	介護給付費分	372,337 千円	町負担率 12.5%
	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	10,847 千円	町負担率 12.5%
	地域支援事業 (包括的支援事業・任意事業)	16,761 千円	町負担率 19.25%
事務費等繰入金		56,908 千円	
低所得者保険料軽減負担金		32,826 千円	町負担率 25%

(5) 地域支え合い事業 2,544 千円

① 高齢者地域支え合いグループポイント事業費 2,119 千円

65 歳以上の高齢者を含む任意の団体が、高齢者の見守り等互助活動を実施した場合や新たに高齢者が加入したグループに対しポイントを付与し、地域の互助活動を活性化及び高齢者を地域で支える地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者によ

る子育て支援活動の取組みを促進するため、子育て支援活動にポイントを加算する。

②介護支援ボランティア事業費 180 千円

若者から高齢者層などの各年齢層の方が介護施設等の介護分野の周辺業務などのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与する。

(6) 地域包括支援センター運営管理費 1,511 千円

さつま町社会福祉協議会に業務委託している地域包括支援センターの施設の維持管理費。

第2 介護保険事業特別会計（介護保険係分）説明資料

令和8年度 さつま町介護保険事業特別会計予算（単位：千円）

（歳入）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	442,847	428,653	14,194
2 使用料及び手数料	30	30	0
3 国庫支出金	873,550	882,575	△9,025
4 支払基金交付金	827,675	829,517	△1,842
5 県支出金	482,213	482,223	△10
6 財産収入	1,549	594	955
7 繰入金	583,391	588,405	△5,014
8 繰越金	1	1	0
9 諸収入	33	49	△16
歳入合計	3,211,289	3,212,047	△758

（歳出）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費	51,079	54,244	△3,165
2 保険給付費	2,978,694	2,981,454	△2,760
3 地域支援事業費	179,864	175,652	4,212
4 基金積立金	1,550	595	955
5 諸支出金	2	2	0
6 予備費	100	100	0
歳出合計	3,211,289	3,212,047	△758

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の3年目の年となる。

当初予算額は3,211,289千円で前年度と比較すると758千円（0.02%）の減額となり、総務費の3,165千円（5.83%）の減額が主なものとなっている。

減額となった要因としては、主として審査会の合議体数を4から3にしたことによる審査会経費の縮小や在宅の介護予防の在宅サービス費や地域密着型サービス費の減額によるものである。

歳入・歳出予算の主な内容は次のとおり。

<歳入>

- 1 款 保 険 料 第1号被保険者が納める介護保険料
- 3 款 国 庫 支 出 金 保険給付費と地域支援事業の国負担分
- 4 款 支払基金交付金 第2号被保険者にかかる保険料
- 5 款 県 支 出 金 保険給付費と地域支援事業の県負担分
- 7 款 繰 入 金 保険給付費と地域支援事業の町負担分及び基金繰入金等

＜歳 出＞

- 1 款 3 項 1 目 介護認定審査会費（要介護認定を行う介護認定審査会（3 合議体、委員15 名）の開催経費及び認定に必要な主治医意見書作成手数料等）
- | | |
|---------------|---------------------|
| 介護認定審査会委員報酬 | 5,856 千円（△2,234 千円） |
| 主治医意見書作成料 | 8,997 千円（△1,320 千円） |
| 介護認定支援システム保守料 | 1,109 千円（△658 千円） |
| 介護認定支援システム賃借料 | 3,336 千円（801 千円） |
- 1 款 3 項 2 目 介護認定調査等費（要介護認定調査に関する経費）
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 介護認定調査員報酬（会計年度任用職員 5 名分） | 13,797 千円（773 千円） |
| 介護認定調査委託料（町外調査委託分） | 407 千円（△80 千円） |
- 2 款 1 項 1 目 介護サービス給付費（介護が必要とされる人＜要介護 1～5＞を対象とする保険給付費で、居宅介護サービスや施設介護サービス等に要する費用）
- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 居宅介護サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 742,800 千円（△3,960 千円） |
| 施設介護サービス給付費 | 1,492,200 千円（14,760 千円） |
| 地域密着型介護サービス給付費 | 421,800 千円（0 千円） |
- 2 款 1 項 2 目 介護予防サービス給付費（支援が必要とされる予防対象者＜要支援 1・2＞を対象とする保険給付費で、介護予防サービス費や介護予防地域密着型サービスに要する経費）
- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 介護予防サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 102,180 千円（△8,760 千円） |
| 地域密着型介護予防サービス給付費 | 14,400 千円（△4,800 千円） |
- 2 款 1 項 3 目 審査支払手数料
- | | |
|---------------------|----------------|
| レセプト審査支払手数料（1 件70円） | 2,394 千円（0 千円） |
|---------------------|----------------|
- 2 款 1 項 4 目 高額介護給付費（介護サービス利用者の一部負担金について、利用者個人や世帯の課税状況に応じて高額部分に対する給付に要する費用）
- | | |
|-------------|-----------------|
| 施設介護費等 | 74,400 千円（0 千円） |
| 高額医療合算介護給付費 | 13,200 千円（0 千円） |
- 2 款 1 項 5 目 特定入所者介護サービス費（介護保険施設入所者＜短期入所を含む＞の居住費・食費は利用者負担であり、低所得者の負担軽減措置を図るための費用）
- | | |
|----------------|------------------|
| 特定入所者介護サービス費 | 115,200 千円（0 千円） |
| 特定入所者介護予防サービス費 | 120 千円（0 千円） |

第3 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）地域支援事業説明資料

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
訪問介護相当サービス事業費	12,000	△1,200	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、従前の訪問介護相当サービス負担金
訪問型サービスD事業費	2,413	0	社会福祉法人等による、移動支援（移送前後の生活支援）サービス補助金
通所介護相当サービス事業費	36,113	△4,800	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、従前の通所介護相当サービス負担金
介護予防ケアマネジメント事業費	6,195	0	総合事業に係る介護予防ケアマネジメントに係る介護予防プラン作成手数料
支払審査手数料	252	0	国保連合会に対する介護予防プラン支払審査手数料（1件70円）
高額介護サービス費相当事業費	450	0	高額医療合算介護給付に係る負担金

2 項 一般介護予防事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
介護予防把握事業費	1,558	118	高齢者実態調査等収集した情報の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防につなげる。
介護予防普及啓発事業費	2,881	412	介護予防啓発パンフレット等を作成し、高齢者クラブや高齢者ふれあいサロン、その他出前講座等で介護予防の普及啓発を図る。また、ころばん体操の世話役等の研修会を実施し、介護予防事業の推進を図る。
地域介護予防活動支援事業費	23,933	△1,294	事業所の特色を生かした委託型の一般介護予防事業（JA・かたらい・クオラ）や住民主体型のミニデイサロンの実施により、65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防事業の実施に努める。 また、高齢者元気度アップ・ポイント事業により、引きこもりがちな高齢者が集い、楽しみながら介護予防に努める仕組みづくりを実施。

2 項 一般介護予防事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
地域リハビリテーション活動支援事業費	983	306	理学療法士等リハビリテーション職への謝金等事業実施に必要な費用を計上し、ころばん体操の普及に努める。

3 項 包括的支援事業・任意事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
包括的支援事業一般管理費	50,856	7,034	地域包括支援センターによる総合相談(高齢者の各種相談対応)・権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務(地域ケア会議の開催や介護支援専門員への支援)、地域包括支援センターのランチ機能を持つ在宅介護支援センターに総合相談業務の一部を委託。
介護給付等費用適正化事業費	220	0	主任介護支援専門員によるケアプランの内容検証等実施し、適正化に向けた取り組みを進める。
家族介護支援事業費(家族介護継続支援事業)	2,061	0	町民税非課税世帯でかつ在宅で要介護4・5の高齢者を介護している介護者に対し、介護用品購入券月額5千円、年額6万円を限度として支給し、経済的負担の軽減に努める。
家族介護支援事業費(認知症高齢者見守り事業費)	100	0	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等を在宅で介護している家族が、新たにGPS機器の利用開始に対し経費の一部を補助し、家族の精神的かつ経済的負担の軽減を図る。
成年後見制度利用支援事業費	1,396	0	認知症等により判断能力が低下した高齢者の契約などの法律行為や金銭管理などを成年後見人等が支援することで対象者の権利擁護を図る。
介護サービス相談員派遣等事業費	2,770	1,120	6名の介護サービス相談員が2名一組で、介護サービス事業所等を訪問し、本人や家族の相談等に対応し、事業所や家族及び行政との橋渡しを務め、苦情に至る事態を未然に防ぐ。
在宅医療・介護連携推進事業費	6,489	△216	在宅医療に関する普及啓発や医療と介護に携わる職員の連携等、国が示している7項目について、協働して取り組む。事業費については、薩摩川内市(旧薩摩郡)と人口割で折半し薩摩郡医師会に委託。

3 項 包括的支援事業・任意事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
生活支援体制整備事業費	8,400	137	4名の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に係るサービスの創出やネットワーク構築、協議体での意見交換等を実施し、支え合いによる地域づくりの推進に努める。
認知症初期集中支援推進事業費	10,655	2,791	医療系と介護系の専門職のチーム員により認知症が疑われる高齢者宅を訪問し、専門医受診勧奨等の早期対応を図る。認知症初期集中支援チーム検討委員会で、チームの設置及び事業内容の検討等実施している。
認知症地域支援・ケア向上事業費	10,018	△2,592	認知症地域支援推進員による認知症施策の推進や認知症疾患医療センターとの連携、認知症カフェの運営等地域における支援体制の構築を図る。
地域ケア会議推進事業費	121	△4	地域ケア会議を推進することにより、地域課題の把握や地域資源の開発、困難事例等の課題解決を図り、政策形成まで結びつける取組みを実施する。

◆委託事業

上記事業のうち、委託して実施する主な事業については、次表のとおり

事業名	委託予算額 (千円)	委託先
包括的支援事業一般管理費 (総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)	39,856	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会
生活支援体制整備事業費	8,400	
認知症地域支援・ケア向上事業費	9,018	
認知症初期集中支援推進事業費	10,578	
地域介護予防活動支援事業費(地区サロン)	1,049	
一般介護予防事業費(ミニデイサロン)	6,977	
一般介護予防事業費(事業所委託型)	8,544	JA 田原の郷「わいわい広場」 さつまの風「かたらいクラブ」 クオラ「フィットネス」
在宅医療・介護連携推進事業費	6,487	公益社団法人薩摩郡医師会
包括的支援事業一般管理費(在宅介護支援センター総合相談業務)	11,000	在宅介護支援センター ・クオラ ・ほたるの里 ・さつま園 ・アルテンハイム鶴宮園
認知症地域支援・ケア向上事業費 (認知症カフェ設置業務)	800	
合 計	102,709	

5 協議事項（2） 令和8年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について

第1 令和8年度 さつま町地域包括支援センター事業計画

1. 包括的支援事業

（1） 総合相談・権利擁護事業 【16,557千円】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域包括ケアシステムの拡充を図るため、介護保険サービスや介護予防・日常生活総合支援事業等を含め、個人・家族・地域でどのような支援が必要かを幅広く把握し、関係機関と連携しながら、各種サービスや社会資源等との調整を図り、重層的支援体制を構築していく。

- ・在宅介護支援センターとの連携を深め、相談対応や実態把握の情報を毎月開催する連絡会で共有しながら、地域の高齢者等に関する様々な相談に対応し、適切な機関・制度・サービス等と連携の上、継続的なフォローや見守りに繋げる。
- ・消費者被害、8050問題をはじめとする多様で支援困難な事例など、増加する様々な相談に対応していくために、職員同士はもとより、町や介護サービス事業者、障害者福祉の相談支援事業所、医療機関、民生委員、消費者被害相談窓口等の関係機関との連携を図り、必要に応じて地域ケア個別会議を活用するなど、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業との一体的な事業運営に努め、支援体制の強化に努める。夜間・休日・祝日等の相談に携帯電話にて当番対応する。
- ・権利擁護の観点から、必要に応じてさつま町権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用支援等を図る。また、権利擁護セミナーの開催、身元保証や身寄り問題等についての意識啓発などにも努める。「マイライフノート活用講座」を実施し、講座の周知や意思決定支援の普及・啓発、在宅医療推進事業との連動により、ACPの普及・啓発を行う。
- ・くらし・しごとサポートセンターと連携しながら、生活困窮者への支援対応も行う。
- ・高齢者虐待(疑い)の事例を把握した場合は、速やかに該当者の状況を把握し、町と連携を図り適切な対応を行う。また、高齢者虐待防止のための普及・啓発活動も行う。
- ・介護離職についての相談窓口について、情報収集・周知を進める。

（2） 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【15,587千円】

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ネットワークの構築を図っていく。

また、介護支援専門員に対する個別の相談支援体制の構築も進め、連携を図る。

- ・県や介護支援専門員協議会が開催する介護支援専門員研修会等に参加し、最新の制度情報収集等により、町内の介護支援専門員への情報提供やケアマネジメント力向上のための取り組みを行う。

- ・介護支援専門員との情報共有や連携・資質向上を図るため、町内の介護支援専門員の支援ニーズとその内容分析結果を基に「ケアマネ代表者会」や「ケアマネ井戸端会議」等を開催する。

また、在宅の高齢者の見守り等を強化していくことを目的に、介護支援専門員と民生委員との定期的な意見交換の場を設ける。

- ・町内の介護支援専門員が有する支援困難事例等について、地域ケア個別会議を計画的に開催し、様々な関係機関と連携しながら、個別課題の解決や多職種・他機関とのネットワークの構築に努める。

- ・自立支援・重度化予防の観点から、自立支援型地域ケア会議を定期開催し、専門職のアドバイスによる課題の解決や介護支援専門員の質の高いケアプラン作成のための指導や自立支援に向けた評価・支援を行う。

- ・町や生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の共通する課題の発見・抽出に努めるとともに、「生活支援連絡会」を定期開催することで地域資源の把握・開発につなげ、町が開催する地域ケア推進会議の開催に向けて、連携・協議を進める。

- ・介護サービス事業所や地域密着型サービス事業所との連携を図る。

- ・在宅医療の推進を図るため、医療・福祉・介護に携わる多職種の連携会議や研修会に参加し、職員間の連携や支援につなげる。

（３） 認知症地域支援・ケア向上事業 【8,668千円】

増加傾向にある認知症の相談等に対応していくために、キャラバン・メイトと連携し、認知症地域支援推進員の活動を展開する。認知症疾患医療センターなど医療機関等との連携強化に努め、本人・家族への支援、医療と介護の連携等に取り組む。また、広報紙や講座等により、認知症に関する普及・啓発に努めるとともに、地域における支援体制の構築にも努める。

- ・認知症サポーター養成講座を地域や職場・学校等で開催し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図る。認知症サポーター養成講座の受講者を対象にオレンジリーダーを養成する。オレンジリーダーは、オレンジカフェの後方支援等を行う。また、チームオレンジの支援体制の充実に努める。

- ・キャラバン・メイトと情報交換を行いながら、認知症サポーター養成講座、認知症に関する映画上映会等を開催する。

- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センター等でオレンジカフェを定期的に開催し、認知症の方やその家族の寄り所をつくっていく。

- ・認知症疾患医療センターとの連絡会を開催し、相談・支援体制の強化に努めるとともに、認知症に関する研修会等を開催し、町内の認知症ケア向上に取り組む。

- ・「介護者の語らう会」や「男性介護者のつどい」を開催し、介護者自身の「生活・人生の質を向上させる」という視点に立った家族介護者支援や、介護負担の軽減を図る。

- ・若年性認知症についての関係者協議を行い、共通理解を図り、支援体制を整える。

(4) 認知症初期集中支援推進事業 【10,074 千円】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で自分らしく暮らし続けられるために、認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症疾患医療センター等と連携し、認知症の早期発見・診断・対応に向けた支援体制を構築する。

- ・高齢者実態調査や健診情報等の活用により、効率的な対象者の把握に努める。
- ・認知症初期集中支援チームを配置し、医療・福祉専門職による訪問活動を実施する。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、関係者間の連携を深め、効果的な初期集中支援を実施する。
- ・さつま町が主催する「認知症初期集中支援チーム検討委員会」へ参加・協力する。
- ・認知症初期集中支援に関する研修会に職員が参加し、認知症初期集中支援に関する普及・啓発にもつなげていく。
- ・地域の認知症施策における課題と地域ケア会議における課題をすり合わせ、関係機関とともに課題解決に向けた解決策を見出していく。

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 【11,121 千円】

地域包括支援センターでは、自立支援や介護度の重度化防止等に資する観点に立ち、本人の日常生活上の目標を明確にして、意欲を引き出し自主的な取り組みが行えるよう、公的なサービスだけではなく、住民主体の通いの場やボランティア等、多様な社会資源の活用も含めて、介護予防サービスに係る介護予防支援と介護予防・生活支援サービス事業に係る介護予防ケアマネジメントを実施する。

- ・予防給付に係るケアマネジメント(介護予防支援)を行う。
- ・要支援1・要支援2に認定された方の訪問型サービスと通所型サービスについて、介護予防ケアマネジメントを行う。また、要介護(支援)認定を経ず、直接、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる事業対象者についても、同様に介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・地域包括支援センター内の事例検討を含む様々な研修会により、介護予防・自立支援の取り組みを進める。
- ・指定居宅介護支援事業所と連携を図りながら、地域住民の保健・医療の向上及び、福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、介護予防支援の実施状況を含めて、必要に応じて情報の提供を求め助言するなどの一定の関与を行う。

第2 令和8年度 さつま町地域包括支援センター収支予算書

収入の部

(単位：千円)

地域支援事業	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
収入	16,557	15,587	8,668	10,074	11,121
合計	62,007				

支出の部

(単位：千円)

科 目	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
2 給料	6,462	9,431	2,191	5,091	6,693
3 職員手当等	3,177	1,124	1,918	2,195	1,080
4 共済費	2,559	1,514	956	1,571	2,232
7 賃金	0	1,777	1,098	0	0
8 報償費	30	438	566	75	0
9 旅費	4	73	25	35	0
10 需用費	439	416	1,051	453	193
11 役務費	749	16	134	54	42
12 委託料	489	0	0	0	447
13 使用料及び賃借料	2,598	498	646	560	434
18 負担金補助及び交付金	50	300	83	40	0
計	16,557	15,587	8,668	10,074	11,121
合計	62,007				

差引額 (収入－支出)	0	0	0	0	0
合計	0				

収入合計62,007,000円 - 支出合計62,007,000円 = 0 円

5 協議事項（３）さつま町内におけるサービス事業所の指定等について

1 地域密着型サービス事業所の指定更新について

地域密着型サービス事業所については、６年に１度指定の更新手続きを行う必要があり、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります（介護保険から報酬を受けられなくなります）。

今回、指定有効期間が満了となる下記１事業所から指定更新申請書が提出されました。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	グループホーム アリエ
事業の種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
運営法人	医療法人 クオラ
所在地	さつま町船木２３１１番地８
指定有効期間	令和８年４月１日～令和１４年３月３１日
利用定員	２ユニット １８名
併設機関等	介護老人保健施設 クオリエ 等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は船木地区に所在しており、入居定員２ユニット１８名はほぼ満床で、居室や共同室は利用者が快適に過ごせるような配慮が見られる。従業者については常勤雇用を中心に基準を満たす人員配置を行い、万全な体制を整えている。

【参考】介護保険法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項の各号

※ 事業所の指定及び指定更新をすることができない事項を規定したものです。以下のような事項が定められており、いずれかに該当する場合は、要件を満たしません。

- ① 申請者が法人でない場合
- ② 申請する事業所がサービス基準を満たしていない場合
- ③ 申請者が指定基準に沿った運営をすることができない場合
- ④ 申請者や役員が指定を受けていた事業所の指定取り消しを受けて５年未満の場合
- ⑤ 申請者や役員が刑を受け、執行を終了しない場合

2 居宅介護支援事業所の指定更新について

居宅介護支援事業所については、6年に1度指定の更新手続きを行う必要があり、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります（介護保険から報酬を受けられなくなります）。

今回、指定有効期間が満了となる下記4事業所から指定更新申請書が提出されました。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	パラディーノ ほたるの里
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	医療法人 立翔会
所在地	さつま町柏原493番地5
指定有効期間	令和8年4月1日～令和14年3月31日
介護支援専門員	2名
併設機関等	パラディーノ ほたるの里（介護老人保健施設）等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は柏原地区に所在し、同一法人が運営するパラディーノほたるの里（介護老人保健施設）等が隣接している。一連のケアマネジメントは適切に行われている。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	介護相談所 クオラさつま
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	医療法人 クオラ
所在地	さつま町船木2311番地6
指定有効期間	令和8年4月1日～令和14年3月31日
介護支援専門員	5名
併設機関等	クオラリハビリテーション病院 等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は船木地区に所在し、同一法人が運営するクオラリハビリテーション病院等が隣接している。一連のケアマネジメントは適切に行われている。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	アルテンハイム鶴宮園居宅介護支援センター
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	社会福祉法人 脩寿会
所在地	さつま町紫尾4088番地1
指定有効期間	令和8年4月1日～令和14年3月31日
介護支援専門員	3名
併設機関等	アルテンハイム鶴宮園（介護老人福祉施設）等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は紫尾地区に所在し、同一法人が運営するアルテンハイム鶴宮園（介護老人福祉施設）等が隣接している。一連のケアマネジメントは適切に行われている。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	居宅介護支援事業所 さつま園
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	社会福祉法人 同仁会
所在地	さつま町求名13341番地1
指定有効期間	令和8年4月1日～令和14年3月31日
介護支援専門員	3名
併設機関等	さつま園（介護老人福祉施設）等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は求名地区に所在し、同一法人が運営するさつま園（介護老人福祉施設）等が隣接している。一連のケアマネジメントは適切に行われている。

【参考】介護保険法第79条第2項

※ 事業所の指定及び指定更新をすることができない事項を規定したものです。以下のような事項が定められており、いずれかに該当する場合は、要件を満たしません。

- ① 申請者が法人でない場合
- ② 申請する事業所がサービス基準を満たしていない場合
- ③ 申請者が指定基準に沿った運営をすることができない場合

- ④ 申請者や役員が指定を受けていた事業所の指定取り消しを受けて5年未満の場合
- ⑤ 申請者や役員が刑を受け、執行を終了しない場合

3 居宅介護支援事業所の廃止について

下記事業所から事業の廃止届出書が提出されました。

《事業所の概要》

事業所名	J A北さつま介護相談所
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	北さつま農業協同組合
所在地	さつま町旭町20番地18
指定有効期間	令和2年5月31日～令和8年5月30日
廃止年月日	令和8年5月30日

《事業所の廃止に係る町の所見》

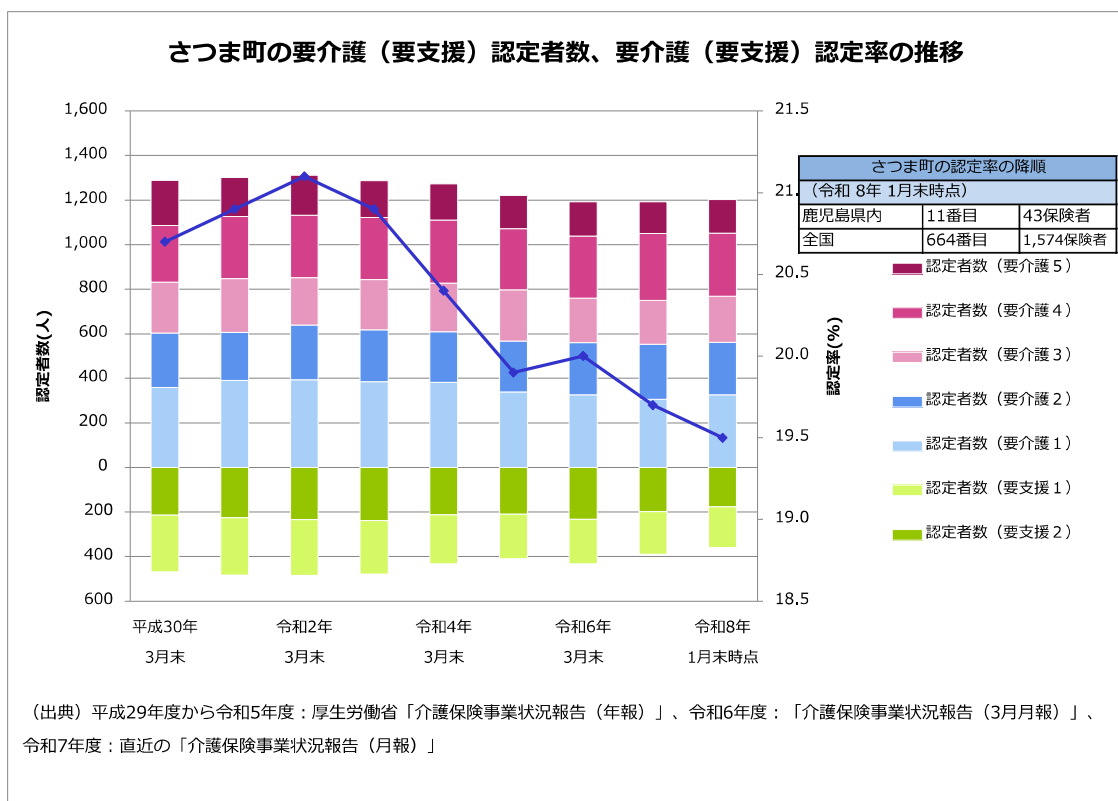
当事業所は虎居地区に所在している。管理者(介護支援専門員)の退職を理由に、令和3年5月1日から休止していたが、事業の再開は見込めず、令和8年5月30日をもって廃止の届出が提出された。当時支援を受けていた利用者については、事業所の休止後、他事業所を利用している。

さつま町 指定事業所一覧

R8.6.1 現在

	サービスの種類	事業所の名称	事業所番号	事業所の所在地	事業者の名称	指定の有効期間	更新年度	備考
1	居宅介護支援	パラディーノ ほたるの里	4652580020	さつま町柏原493番地5	医療法人 立翔会(さつま町)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	R13	
2		介護相談所 クオラさつま	4673900033	さつま町船木2311番地6	医療法人 クオラ(さつま町)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	R13	
3		JA北さつま介護相談所	4673900090	さつま町旭町20番地18	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和2年5月31日～ 令和8年5月30日	R8	休止・令和3年5月1日 廃止・令和8年5月30日
4		稲津内科病院居宅介護支援 事業所	4673900256	さつま町宮之城屋地1378番地	医療法人 トウスイ会(さつま町)	令和7年10月21日～ 令和13年10月20日	R13	令和5年5月1日～名称変更
5		アルデンハイム鶴宮園 居宅介護支援センター	4674000023	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人 脩寿会(さつま町)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	R13	
6		居宅介護支援事業所 さつま園	4674100039	さつま町求名13341番地1	社会福祉法人 同仁会(さつま町)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	R13	
7		居宅介護支援事業所 ツナ グ	4673900322	さつま町宮之城屋地2818番地	合同会社HCTP(さつま町)	令和4年9月1日～ 令和10年8月31日	R10	
8		介護相談所 ひかり	4673900348	さつま町虎居町2番地5	合同会社縁結び(さつま町)	令和7年11月1日～ 令和13年10月31日	R13	
9	介護予防支援	さつま町地域包括支援セン ター	4603900012	さつま町宮之城屋地2030番地	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会(さつま町)	令和6年4月1日～ 令和12年3月31日	R11	
10		居宅介護支援事業所 ツナ グ	4673900322	さつま町宮之城屋地2818番地	合同会社HCTP(さつま町)	令和6年11月1日～ 令和12年10月31日	R12	
11		アルデンハイム鶴宮園 居宅介護支援センター	4674000023	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人 脩寿会(さつま町)	令和7年11月1日～ 令和13年10月31日	R13	
12		介護相談所 ひかり	4673900348	さつま町虎居町2番地5	合同会社縁結び(さつま町)	令和7年11月1日～ 令和13年10月31日	R13	
13	認知症対応型共同生活介護	アルデンハイム鶴宮園 グループホームうらら	4674000148	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人脩寿会(さつま町)	令和3年7月10日～ 令和9年7月9日	R9	
14		みのり園	4673900108	さつま町宮之城屋地1358番の2	医療法人 トウスイ会(さつま町)	令和3年8月14日～ 令和9年8月13日	R9	
15		グループホーム あかつき	4693900021	さつま町紫尾4374番地1	南あかつき居宅介護支援 センター(さつま町)	令和6年4月1日～ 令和12年3月31日	R11	
16		グループホーム アリエ	4673900082	さつま町船木2311番地8	医療法人クオラ(さつま町)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	R13	
17	介護予防 認知症対応型共同生活介護	グループホーム つる	4674000130	さつま町鶴田2693番地	医療法人杏政会(薩摩川内市)	令和3年3月27日～ 令和9年3月26日	R8	
18		グループホーム よかよかん	4693900039	さつま町虎居1553番地2	株式会社CARE&SONS(さつま町)	令和7年8月1日～ 令和13年7月31日	R13	
19		JA北さつまグループホーム	4693900062	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和7年6月1日～ 令和13年5月31日	R13	
20	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム よかよかん	4693900047	さつま町虎居1553番地2	株式会社CARE&SONS(さつま町)	令和7年8月1日～ 令和13年7月31日	R13	
21	介護予防 小規模多機能型居宅介護	JA北さつま 小規模多機能ホーム	4693900054	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和7年6月1日～ 令和13年5月31日	R13	
22	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター みどり	4690200151	薩摩川内市那答院町上手500番地7	社会福祉法人三蔵会 (薩摩川内市)	令和2年10月23日～ 令和8年10月22日	R8	薩摩川内市

5 協議事項（４）さつま町の要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移等について



	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末時点	令和8年 1月末時点
認定者数 (人)	1,757	1,784	1,796	1,766	1,705	1,632	1,625	1,583	1,562
認定者数（要支援1） (人)	254	256	251	240	219	200	200	192	182
認定者数（要支援2） (人)	214	226	234	238	213	210	233	198	177
認定者数（要介護1） (人)	359	390	394	385	383	339	326	306	327
認定者数（要介護2） (人)	245	216	245	233	226	229	234	248	234
認定者数（要介護3） (人)	228	242	213	225	219	229	201	197	207
認定者数（要介護4） (人)	254	279	281	280	283	275	278	300	284
認定者数（要介護5） (人)	203	175	178	165	162	150	153	142	151
認定率 (%)	20.7	20.9	21.1	20.9	20.4	19.9	20.0	19.7	19.5
認定率（鹿児島県） (%)	19.8	19.8	19.6	19.4	19.2	19.0	19.1	19.0	19.0
認定率（全国） (%)	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.4	19.7	20.1

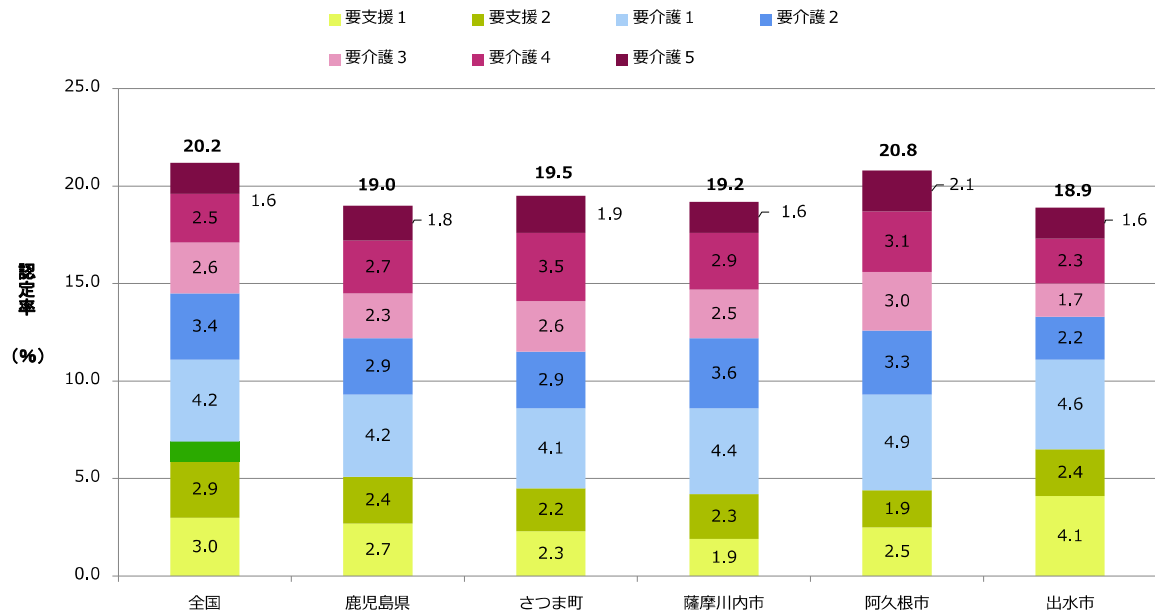
さつま町の人口は、年々減少し、令和2年は20,243人でしたが、令和7年には17,573人となっています。

要介護認定者数は、令和2年の1,796人から令和7年の1,583人へと減少しています。一般的に高齢化が進むと認定者は増えますが、さつま町では逆に減ってきています。これは、高齢者の人口を含め、町の総人口そのものが速いスピードで減少していることが影響していると考えられます。

要介護認定の状況ですが、軽度（要支援1・2）の人数は令和2年の485人から令和7年には390人へと95人減少していますが、要介護3～5の人数は、672人から639人へと33人の減少で減少幅が少なく、重度の要介護者の占める割合が高い状況です。

全体数が減る中で、重度の要介護者の占める割合が高くなっているため、介護現場での負担（専門的なケアや施設入所の需要）は依然大きい状態と考えられます。

さつま町と近隣市町等の認定率（要介護度別）（令和7年（2025年））



（時点）令和7年(2025年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	全国	鹿児島県	さつま町	薩摩川内市	阿久根市	出水市
要支援 1	3.0	2.7	2.3	1.9	2.5	4.1
要支援 2	2.9	2.4	2.2	2.3	1.9	2.4
要介護 1	4.2	4.2	4.1	4.4	4.9	4.6
要介護 2	3.4	2.9	2.9	3.6	3.3	2.2
要介護 3	2.6	2.3	2.6	2.5	3.0	1.7
要介護 4	2.5	2.7	3.5	2.9	3.1	2.3
要介護 5	1.6	1.8	1.9	1.6	2.1	1.6
合計認定率	20.2	19.0	19.5	19.2	20.8	18.9

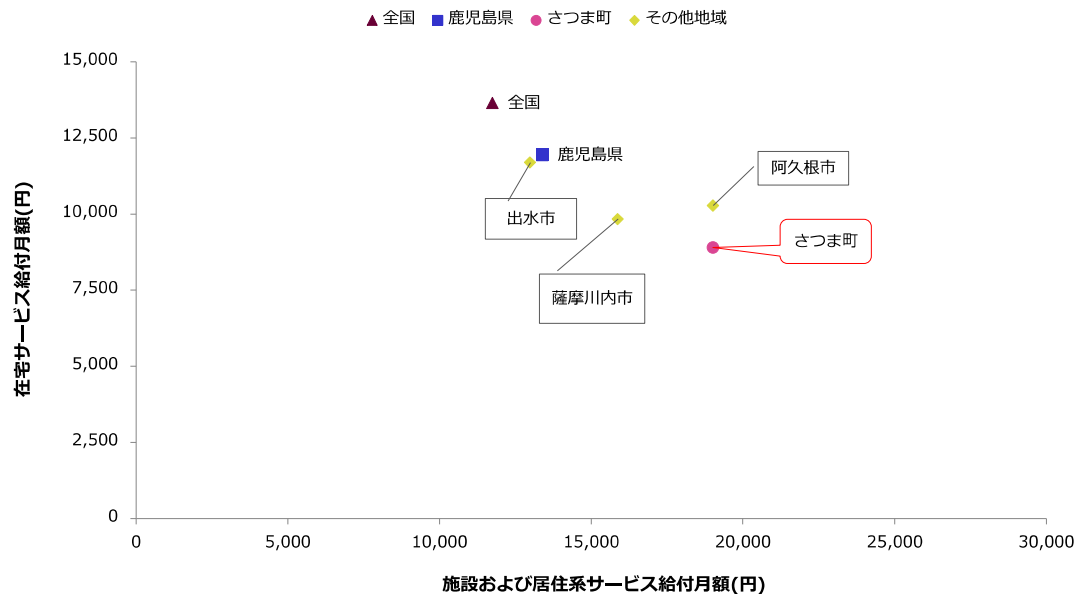
令和7年度におけるさつま町の合計認定率は19.5%であり、鹿児島県の平均19.0%を0.5ポイント上回っています。全国平均の20.2%や阿久根市20.8%を下回っており、全体数としては平均的な水準です。

しかし、要介護度別構成比を精査すると、さつま町の軽度者（要支援1・2）の割合4.5%は、全国5.9%や県5.1%に比べて低くなっています。

さつま町は「総認定者数は多くないが、認定者のうち重度（介護4・介護5）に占める割合が大きい」という特徴が浮き彫りになっています。

重度者への介護体制を確保しつつ、重度化を未然に防ぐための「軽度段階（要支援）での早期発見・介護予防ケア」の強化が必要と考えられます。

さつま町と近隣市町等の1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（令和7年(2025年)）



（時点） 令和7年(2025年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

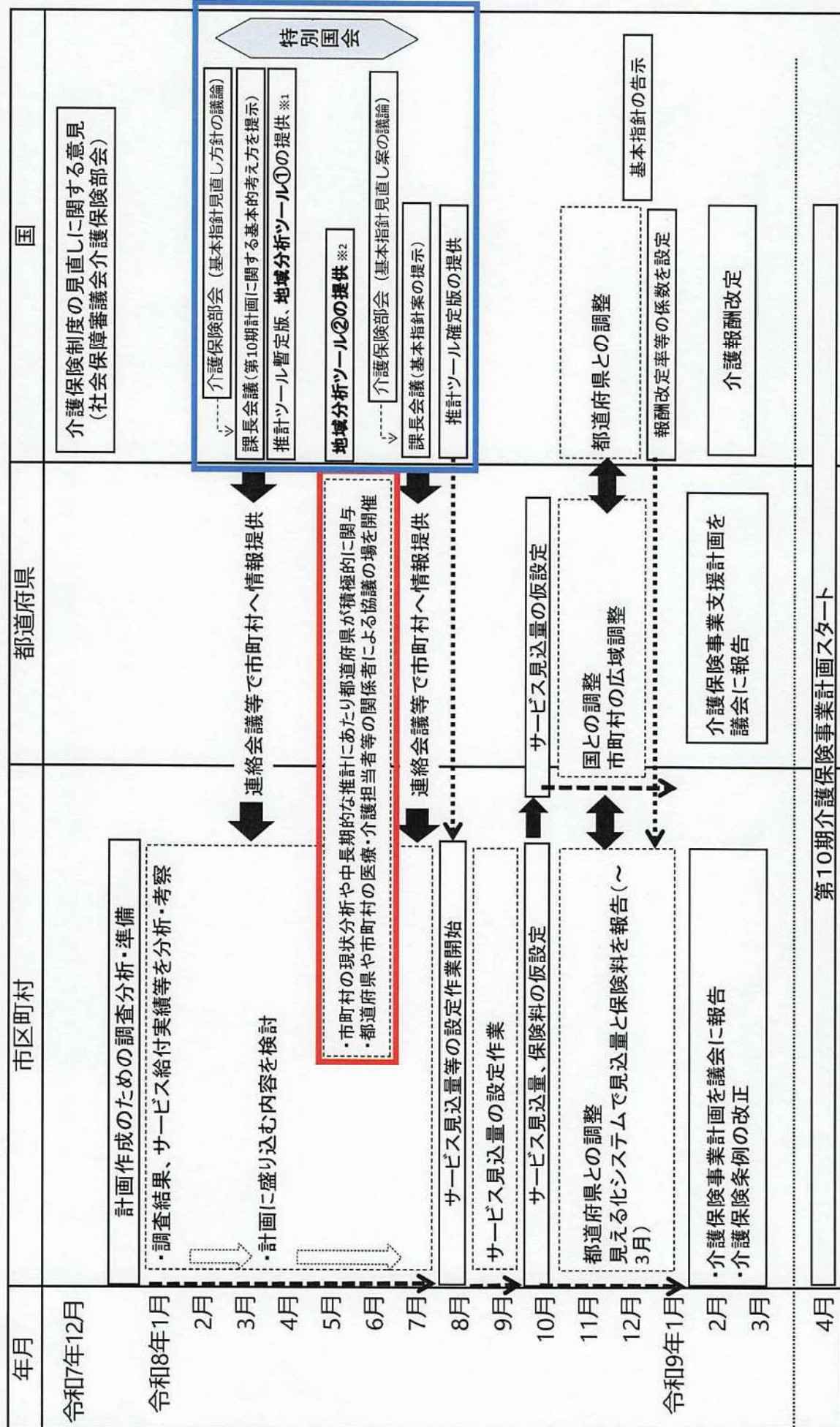
地区	施設および居住系サービス給付月額	在宅サービス給付月額
全国	11,737	13,641
鹿児島県	13,384	11,935
さつま町	19,007	8,896
薩摩川内市	15,873	9,831
阿久根市	19,010	10,274
出水市	12,978	11,686

さつま町は、施設・居住系サービス給付月額が19,007円と高く、逆に在宅サービス給付月額が8,896円と低くなっています。上のグラフでは、右下の離れた所に位置しています。

この背景・要因については、独居高齢者が多いことや、在宅での介護を支える家族のマンパワーが不足している、または、在宅維持が困難で施設入所を選択せざるを得ない世帯が多い可能性が考えられます。また、さつま町においては、人口の割に、施設や居住系サービスが比較的充実しており、ベッド数に余裕がある一方で、訪問介護や小規模多機能型居宅介護や専門職人材（ヘルパー）などが不足している供給側の要因も考えられます。

令和8年3月9日

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ（年代別、2050年まで5年刻み）を地図上に表示する機能の追加。
 ※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

さつま町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険の適正な運営を確保するため、さつま町介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 運営協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の検証、評価及び変更に関すること。
- (2) 介護保険の運営に関する重要事項及び介護保険事業に関連する高齢者福祉事業に関すること。
- (3) 地域密着型サービスに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (2) 介護サービス及び介護予防サービス利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

さつま町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この告示は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務(以下「業務」という。)の中立性及び公正性を確保し、及び円滑な運営を図るため、さつま町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置き、その管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次の事項の承認

- ア センターの設置, 変更及び廃止並びに業務の法人への委託又は業務を委託された法人の変更
- イ 業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ウ 予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
- エ その他センターの中立性及び公正性を確保するために運営協議会が必要と認める事項

(2) センターから毎年度提出される次の書類の受理

- ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
- ウ その他運営協議会が必要と認める書類

(3) 前号イに掲げる事業報告書その他次の事項を勘案して作成した業務内容評価基準の作成及び業務内容の定期又は随時評価

- ア センター作成のケアプランは、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
- イ アのケアプランの作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
- ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と認める事項

(4) センター職員の確保のための地域の関係団体等との調整に関する事項

(5) その他地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者(第2号被保

険者を含む。)

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。